

日本学生支援機構給付奨学金の適格認定（家計）により支援対象外となった人 または支援額が下がった人への支援策について【学部生対象】

日本学生支援機構給付奨学生（学部生対象）で、10月以降の支援区分の見直しにより、支援対象外となった人または支援額が下がった人への支援策について、下記のとおりお知らせします。

※10月以降の支援区分は、各自スカラネットパーソナル
(<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>) より確認してください。

家計に急変が生じている場合

- ・ 給付奨学金の家計急変事由に該当している場合は、家計急変としての申請が可能です。
→詳細は[こちら](#)をご確認ください。
- ・ 貸与奨学金の家計急変事由に該当しており、第一種奨学生でない場合は、緊急採用（第一種奨学金）の申請が可能です。
- ・ 貸与奨学金の家計急変事由に該当しており、第二種奨学生でない場合は、応急採用（第二種奨学金）の申請が可能です。
→緊急・応急採用希望者は学生サービス課奨学支援係までお問合せください。

第一種奨学金を受けている場合

- ・ 給付奨学金が支援対象外となった場合、第一種奨学金は併給調整による制限を受けません。
→詳細は[こちら](#)をご確認ください。
- ・ 選択月額によっては、貸与月額を増額できる場合があります。
→増額希望の場合は学生サービス課奨学支援係までお問合せください。

第二種奨学金を受けている場合

- ・ 貸与月額の増額が可能です（すでに最高月額を選択している方を除く）。
→増額希望の場合は学生サービス課奨学支援係までお問合せください。

家計に急変が生じておらず、第二種奨学金を受けていない場合

- ・ 第二種奨学金（秋の臨時採用）の申請が可能です。**【10/16(金)17 時期限】**
→詳細は[こちら](#)をご確認ください。
- ・ 緊急特別無利子貸与型奨学金の申請が可能です。
(支援対象外となった人に限ります。) **【10/30(金)17 時期限】**
→詳細は[こちら](#)をご確認ください。

問合せ先：学生サービス課奨学支援係

TEL 075-724-7143/E-mail shogaku@jim.kit.ac.jp